

指定訪問看護重要事項説明書

様

指定訪問看護事業所

訪問看護ステーション郷

重要事項説明書

1. 事業所の概要

事業所の名称	社会福祉法人 櫻灯会 訪問看護ステーション郷	
サービスの種類	訪問看護・介護(予防)訪問看護	
事業所の所在地	〒171-0022 東京都豊島区南池袋4-5-1	
電話・FAX番号	電話:03-5927-8234 FAX:03-5927-8051	
指定年月日・事業所番号	令和3年12月1日指定	1361690371
管理者の氏名	齋藤 雅子	
通常の事業の実施地域	豊島区 高田1～3丁目、東池袋1～5丁目、西巣鴨1丁目、目白1～5丁目、 西池袋1～5丁目、北大塚1～3丁目、雑司が谷1～3丁目、 池袋1～4丁目、南池袋1～4丁目、上池袋1～3丁目 文京区 千石3丁目、音羽1・2丁目、小日向1～4丁目、関口2・3丁目、 目白台1～3丁目、大塚1～6丁目 新宿区 山吹町、馬場下町、大久保2・3丁目、早稲田鶴巻町、戸塚町1丁目、 高田馬場1～4丁目、早稲田町、西早稲田1～3丁目、 下落合1～4丁目、喜久井町、戸山1～3丁目、榎町、東榎町、 天神町、弁天町、原町1・2丁目、早稲田南町	

2. 提供するサービスの内容

<ul style="list-style-type: none">・心身の健康状態の観察(体温、脈拍、血圧、酸素飽和度測定、病状、全身状態、精神状態など)・療養上の世話((清拭、洗髪などによる清潔の管理・援助、食事(栄養)及び排泄ケア等、ターミナルケア)・診療の補助(褥瘡の予防・処置、カテーテル管理等の医療処置、輸液ポンプ等の医療機器管理、療養上の指導等)・在宅リハビリテーション(手足の運動、拘縮予防等)・家族の支援(家族への療養上の指導・相談等)

3. 営業日時

営業日	月曜日から金曜日まで ただし、年末年始(12月30日から1月3日)を除きます。
営業時間	午前8時30分から午後5時30分まで

4. 事業所の職員体制

従業者の職種	資格	人員
管理者	看護師・保健師	1名
訪問看護師	看護師	2.5名以上

※ 訪問看護職員の人員数は、介護保険法の常勤換算による人員数(管理者を含む。)です。

5. 利用料等

【利用料 別表】

【キャンセル料】

サービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただく場合があります。ただし、利用者の病状の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。

キャンセルの時期	キャンセル料
正当な理由なく、看護師等がご自宅到着までにご連絡がない場合	保険に定める10割

※ 交通費が発生した場合は、実費を併せていただきます。

【支払い方法】

上記の利用料(利用者負担分の金額)は、原則として1ヶ月ごとにまとめて利用翌月の中旬に請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

支払い方法	支払い要件等
口座振替	請求月の27日に、指定口座より振替させていただきます。 ※口座振替手数料はご利用者負担となります
銀行振り込み	請求月の末日までに、指定銀行口座へお振り込みください。 ※振込手数料はご利用者負担となります

※支払いに係る振込手数料等の費用は、利用者負担となります

6. 緊急時における対応方法

(1) サービス提供中に利用者の体調の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

緊急連絡先 (第一連絡先)	
氏名	
住所	
電話番号	
続柄	
主治医	
病院・診療所名	
住所	
電話番号	
担当医師名	

(2) ご利用者、ご家族からの緊急の連絡は、ご希望者に限り、別紙で緊急連絡先をお知らせし、看護師等が24時間緊急時に電話対応します。また必要時には緊急訪問いたします。

7. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに主治医、利用者の家族、担当の介護支援専門員(又は地域包括支援センター)及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

8. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	苦情相談責任者 : 小川 あい 受付担当者 : 齋藤 雅子 電話 : 03-5927-8234 FAX : 03-5927-8051
---------	--

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	豊島区保険福祉部介護保険課	電話:03-3981-1318 FAX:03-3981-6208
	新宿区介護保険課 給付係り	電話:03-5273-3497
	文京区介護保険課介護保険相談係	電話:03-5803-1383 FAX:03-5803-1380
	東京都国民健康保険団体連合会	電話:03-6238-0177

9. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

(1) サービス提供の際、訪問看護師等は以下の業務を行うことができませんので、あらかじめご了解ください。

- ① 各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い

- ② 他の家族の方に対する医療処置 など
- (2) 訪問看護員等に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員(又は地域包括支援センター)又は当事業所の担当者へご連絡ください。

10.虐待の防止のための措置に関する事項

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を年1回以上開催する。
 - (4) 前(3)号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 前項第一号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。
- 3 従業者は高齢者虐待防止法および障害者虐待防止法ならびに児童虐待防止法を遵守し、利用者等へ家族からの虐待が疑われる場合には、利用者等の保護と共に家族関係の改善を図ることとし、関係機関及び区市町村に通報する。

11.身体拘束等の適正化に関する事項

当事業所は身体的拘束等の適正化のため、以下を規定する。

- (1) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- (2) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

12.業務継続に関する事項

事業所は、地震、水害、感染症等の非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。

- (2) 事業者は従業者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を夫々年1回以上実施するものとする。

13.衛生管理

事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6か月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

14.ハラスメント対策

事業所は、適切な指定訪問看護の提供を確保する観点から、就業中に行われる性的な言動又は優越的関係を背景とした言動(セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、カスタマーハラスメント等)であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境を害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

15.社会情勢及び天災

- 1) 社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、乙の義務の履行が難しい

場合は、日程、時間の調整をさせて頂く場合がある。

2) 社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、乙の義務の履行が遅延、もしくは、不能になった場合、それによる損害賠償責任を乙は負わないものとする。

令和 年 月 日

事業者及び事業所は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者 所在地 : 東京都豊島区南池袋 4-5-1
事業者名 : 社会福祉法人 櫻灯会
事業所名 : 指定訪問看護事業所 訪問看護ステーション郷
説明者氏名 : _____ 印

私は、事業者及び事業所より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。
また、この文書が契約書の一部となることについても同意します。

利用者 住所 : _____
氏名 : _____ 印

※利用者本人が記入困難な場合には、代理人が以下及び上の利用者欄の両方をご記入下さい。

代筆者

住所 : _____
利用者との続柄 : _____
氏名 : _____ 印

家族または代理人

住所 : _____
利用者との続柄 : _____
氏名 : _____ 印



指定訪問看護事業所
訪問看護ステーション郷

指定訪問看護に関する契約書

様

指定訪問看護事業所

訪問看護ステーション郷

甲(利用者): _____
乙(事業者): 社会福祉法人 櫻灯会
(事業所): 訪問看護ステーション郷

(契約の目的)

第1条 乙は、介護保険法等関係法令及びこの契約書に従い、甲に対し、甲が可能な限り居宅においてその能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように、療養生活を支援し、心身の機能維持回復を図るために、訪問看護のサービスを提供します。

2 乙は、サービス提供にあたっては、甲の意向を十分に尊重するとともに甲の立場に立って公正かつ適切な方法によって行い、甲の心身の状況、その置かれている環境等の把握に努め、甲に対しサービスを提供します。

(契約期間)

第2条 この契約の期間は、令和 年 月 日から甲の要介護・要支援認定有効期間満了日までとします。

ただし、甲が要介護・要支援状態区分の変更の認定を受け、要介護・要支援認定有効期間の満了日が更新された場合には、変更後の要介護・要支援認定有効期間満了日までとします。

(訪問看護計画の作成)

第3条 乙は、医師の指示に基づいて、甲の病状、日常生活全般の状況、心身の状況及び希望を踏まえ、甲の居宅サービス計画・介護予防サービス計画(ケアプラン)の内容に沿って、サービスの目標、目標を達成するための具体的サービス内容等を記載した訪問看護計画を作成します。訪問看護計画の作成に当たっては、乙はその内容を甲に説明して同意を得、写しを交付します。

(主治医との関係)

第4条 乙は、主治医からの指示を文書で受け、訪問看護のサービス提供を開始します。

2 乙は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を主治医に提出し、密接な連携を図ります。

(サービスの内容)

第5条 乙は、訪問看護計画に沿って、介護保険法等の関係法令の定める必要な援助等を提供します。

2 甲が、利用できるサービスの種類は[重要事項説明書]のとおりです。乙は[重要事項説明書]に定めた内容について、甲またはその家族に説明します。

(サービスの提供の記録)

第6条 乙は、訪問看護のサービス提供に関する記録を作成することとし、その完結の日から2年間保管します。

2 甲は、乙の営業日の9時から17時の間に甲に関する第1項のサービス実施記録を閲覧できます。

3 甲は、甲に関する第1項のサービス実施記録のコピーを有償にて受け取ることができます。

(サービス利用の中止)

第7条 甲の都合によりサービス利用が中止された場合、[重要事項説明書]記載のキャンセル料をお支払いいただく場合があります。ただし、甲の病状の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。

(利用料の支払)

第8条 甲は、乙から介護保険等の関係法令の適用を受けるサービスの提供を受けたときは、乙に対し利用料自己負担分を支払います。

2 乙は、介護保険等の関係法令の適用を受けないサービスを提供する場合は、特にそのサービス内容及び利

料金を甲に説明し、甲は、その利用料全額を支払います。

- 3 乙は、甲に対し、当月分の利用料の請求書を原則として翌月中旬までに送付します。請求書には、甲が利用した各種サービスにつき、利用回数、単価、介護保険等の関係法令の適用の有無などの明細を記載します。
- 4 甲は、乙に対し、当月分の利用料を、原則として請求月の末日までに、乙の指定する方法で支払います。

(甲の解約権)

第9条 甲は、乙に対し、いつでもこの契約の解約を申し入れることができます。この場合には、3日以上予告期間をもって届け出るものとし、予告期間満了日に契約は解約されます。

(甲の解除権)

第10条 甲は、以下の場合には、直ちにこの契約を解除できます。

- 一 乙が、正当な理由なく、本契約に定める訪問看護サービスを提供せず、甲の請求にもかかわらず、これを提供しようとしなない場合。
- 二 乙が、第14条に定める守秘義務に違反した場合。
- 三 乙が、甲の身体・財産・名誉等を傷つけ、または著しい不信行為を行うなど、本契約を継続しがたい重大な事由が認められるとき。

(乙の解除権)

第11条 乙は、甲が故意に法令違反その他著しく常識を逸脱する行為(甲及び甲の家族等が乙の従業員に対して背信行為を行った場合等)をなし、乙の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、本契約の目的を達することが著しく困難となったときは、文書により、2週間以上の予告期間をもって、この契約を解除することができます。

- 2 乙は、前項によりこの契約を解除する場合には、担当の介護支援専門員又は甲が住所を有する市町村に連絡を取り、必要な措置を講じます。

(契約の終了)

第12条 次の各項のいずれかに該当する場合には、この契約は終了します。

- 一 甲が死亡したとき。
- 二 第9条に基づき、甲から解約の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき。
- 三 第10条に基づき、甲から契約解除の意思表示がなされたとき。
- 四 第11条に基づき、乙から契約解除の意思表示がなされたとき。
- 五 甲の要介護状態区分が、自立とされた場合。

(乙の損害賠償)

第13条 乙は、甲に対する訪問看護サービスの提供にあたって、甲又は甲の家族の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、速やかに甲又は甲の家族に対して損害を賠償します。ただし、乙に故意過失がなかった場合はこの限りではありません。

- 2 甲又は甲の家族に重大な過失がある場合は、賠償額を減額することができます。

(甲の損害賠償)

第14条 甲は、甲に対する訪問看護サービスの提供にあたって、乙の従業員に損害が発生した場合は、速やかに損害を賠償します。ただし、甲に故意過失がなかった場合はこの限りではありません。

- 2 乙の従業員に重大な過失がある場合は、賠償額を減額することができます。

(秘密保持)

第15条 乙及び乙の従業員は、正当な理由がない限り、甲に対する訪問看護サービスの提供にあたって知り得た甲又は甲の家族の秘密を漏らしません。

- 2 乙は、乙の従業員が退職後、在職中に知り得た甲又は甲の家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じます。
- 3 乙は、甲の個人情報を用いる場合は甲の、甲の家族の個人情報を用いる場合は甲の家族の同意を得ない限り、

サービス担当者会議等において、甲又は甲の家族の個人情報を用いません。

- 4 第1項の規定にかかわらず、乙は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(いわゆる「高齢者虐待防止法」)に定める通報ができるものとし、その場合、乙は秘密保持義務違反の責任を負わないものとします。

(苦情処理)

第16条 甲又は甲の家族は、提供された訪問看護サービスに不満がある場合、いつでも[重要事項説明書]記載の苦情受付機関に苦情を申し立てることができます。

- 2 乙は、甲に提供した訪問看護サービスについて、甲又は甲の家族から苦情の申し出があった場合は、迅速、適切に対処し、サービスの向上、改善に努めます。

(虐待防止・身体拘束適正化の為の措置)

第17条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、責任者を選定し、定期的に虐待防止委員会を開催して職員に周知し研修を行って、虐待防止、身体拘束の適正化に努めます。

(事業継続計画)

第18条 事業所は、地震、水害、感染症等の非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、責任者を選定して、定期的に事業継続計画の会議を開催して職員に周知し研修および訓練を行って、事業の早期再開、継続に努めます。

(衛生管理)

第19条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、責任者を選定し、定期的に感染対策委員会を開催して周知し研修を行って、衛生管理に努めます。

(ハラスメント対策)

第20条 事業所は、適切な指定訪問看護の提供を確保する観点から、就業中に行われる性的な言動又は優越的関係を背景とした言動(セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、カスタマーハラスメント等)であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業員の就業環境を害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

(契約外条項)

第21条 本契約に定めのない事項については、介護保険法その他諸法令の定めるところを尊重し、甲及び乙の協議により定めます。

訪問看護サービス利用に係る情報提供同意書

訪問看護ステーション郷の利用にあたり、わたし（利用者及びその家族）の個人情報については、次に定める条件で、必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

令和 年 月 日

住所：
利用者： 印

住所：
利用者家族： 印

1. 使用する目的

【法令に基づき事業者（法人）が行うべき義務として明記されているもの】

- ① 利用者の介護サービスの向上のための訪問看護計画にかかわる諸会議
- ② かかりつけ医師との協議
- ③ 利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
- ④ 事故が発生した場合の市区町村・東京都への連絡
- ⑤ 利用者等からの苦情に関して市区町村等が行う調査への協力
- ⑥ 利用者に症状の急変が生じた場合等の医療機関への連絡等
- ⑦ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談または届出

【任意に事業者（法人）が行うもの】

- ① 保険施設等において行われる学生の実習への協力

2. 使用に当たっての条件

- ① 個人の情報の提供は必要最低限とし、提供にあたっては関係する者以外の者に漏れることのないよう、細心の注意を払うこと。
- ② 個人の情報を使用した会議の内容、経過を記録しておくこと

社会福祉法人櫻灯会 理事長 櫻井 眞里

〔契約書署名欄〕

以上のとおり契約したので、本書2通を作成し、甲乙各1通ずつ保有することとします。

契約締結日 令和 年 月 日

(甲)私は、この契約書に基づく訪問看護サービスの利用を申し込みます。

サービス利用者

住所 _____
氏名 _____ 印
電話 _____ FAX _____

署名代行者

私は、本人に代わり、上記署名を行いました。私は、本人の契約意思を確認しました。

住所 _____
氏名 _____ 印
電話 _____ FAX _____
職業 _____

本人との関係 _____

ご家族・代理人

私は、甲の連帯保証人となることを承諾します。

住 所 _____

氏 名 _____ 印

電 話 _____ FAX _____

職 業 _____

本人との関係 _____

(乙) 私は、指定訪問看護事業者として、甲の申込みを受諾し、この契約書に定める訪問看護サービスを、誠実に責任をもって行います。

指定訪問看護事業者

住 所 東京都豊島区南池袋 4-5-1

法 人 名 社会福祉法人 櫻灯会

事業所名 訪問看護ステーション郷

電 話 03-5927-8234 FAX 03-5927-8051



櫻 灯 会

o u t o u k a i

指定訪問看護事業所

訪問看護ステーション郷